

独立行政法人水資源機構分任契約職
桂川・猪名川ダム総合管理所長 岩本 浩
(公 印 省 略)

見 積 依 頼 書

- 1 業 務 名 一庫ダム予備発電設備燃料購入
- 2 業 務 場 所 兵庫県川西市一庫字唐松4-1 一庫ダム管理所
- 3 業 務 期 間 契約締結の翌日から令和8年9月10日
- 4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見 積 書 等
 - 1) 様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りです。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
 - 2) 提出方法 FAX、持参又は郵送による。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
 - 3) 見 積 書 提出期限 令 和 8 年 8 月 2 1 日 (金) 17:00 まで
 - 4) 提 出 先 独立行政法人水資源機構桂川・猪名川ダム総合管理所
FAX 0771-72-0460
 - 5) 担 当 者 総務課 田村
 - 6) 質 問 書 提出期限 令 和 8 年 8 月 1 4 日 (金) 12:00 まで
※質問の回答については、令和8年8月18日17:00までにHPに掲載します。
 - 7) 見 積 日 時 見積提出期限到来後、遅滞なく実施します。見積参加者の立会いは求めません。
 - 8) 見 積 回 数 2回を限度とします。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和8年8月25日(火)16:00までとします。
 - 9) そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(軽減税率を適用する品目については108分の100を考慮)を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 3 見 積 辞 退 仕様書の交付を受けた後に見積を辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。
- 4 見 積 結 果 見積結果については、原則として、契約の相手方として決定した者のみに、提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。
- 5 契 約 書 等 契約書の作成は省略します(決定通知書による通知をもって契約書に代えます。)
- 6 そ の 他
 - 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額(軽減税率を適用する品目については100分の8)加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
 - 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
 - 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

一庫ダム予備発電設備燃料購入

仕様書

令和8年8月

独立行政法人水資源機構
桂川・猪名川ダム総合管理所

第1節 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構桂川・猪名川ダム総合管理所（以下「機構」という。）が発注する「一庫ダム予備発電設備燃料購入」に適用する。

第2節 概要

一庫ダム管理所に設置されている予備発電設備の運転用燃料について第4節に定める納期までに納入するものである。

第3節 納入場所

兵庫県川西市一庫唐松4-1 一庫ダム管理所

第4節 納期

契約締結の翌日から令和8年9月10日までとする。

第5節 納入品及び納入数量

納入品：軽油（2,000L）

第6節 納入方法及び立会

1. 燃料は、一庫ダム管理所の構内に設置している燃料給油口より給油するものとする。
2. 一庫ダム管理所への搬入は、ローリーで行うものとし、使用するローリー、輸送費、保険料、仕様書に規定するもの等、納入に要する一切の諸経費を含むものとする。
3. 10kLタンクローリーまでは乗入可能であるが、通行に際しては安全に十分配慮するものとする。
4. 納入作業時の事故や施設損傷等は、その一切を受注者の責任とし、修繕、補償及び賠償等は、全て受注者が負担するものとする。
5. 納入日については事前に担当職員の確認を得るものとし、納入時は担当職員が立会し、数量と安全を確認するものとする。

第7節 提出書類

提出書類は、次のとおりとする。

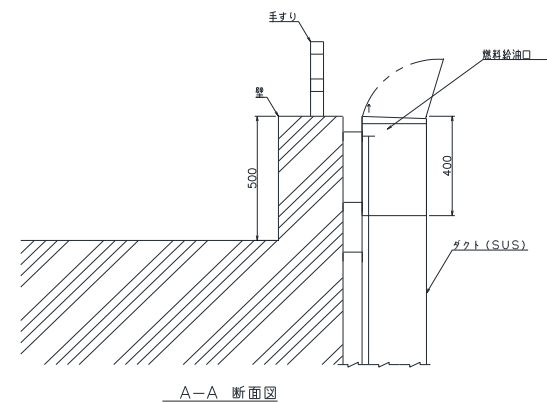
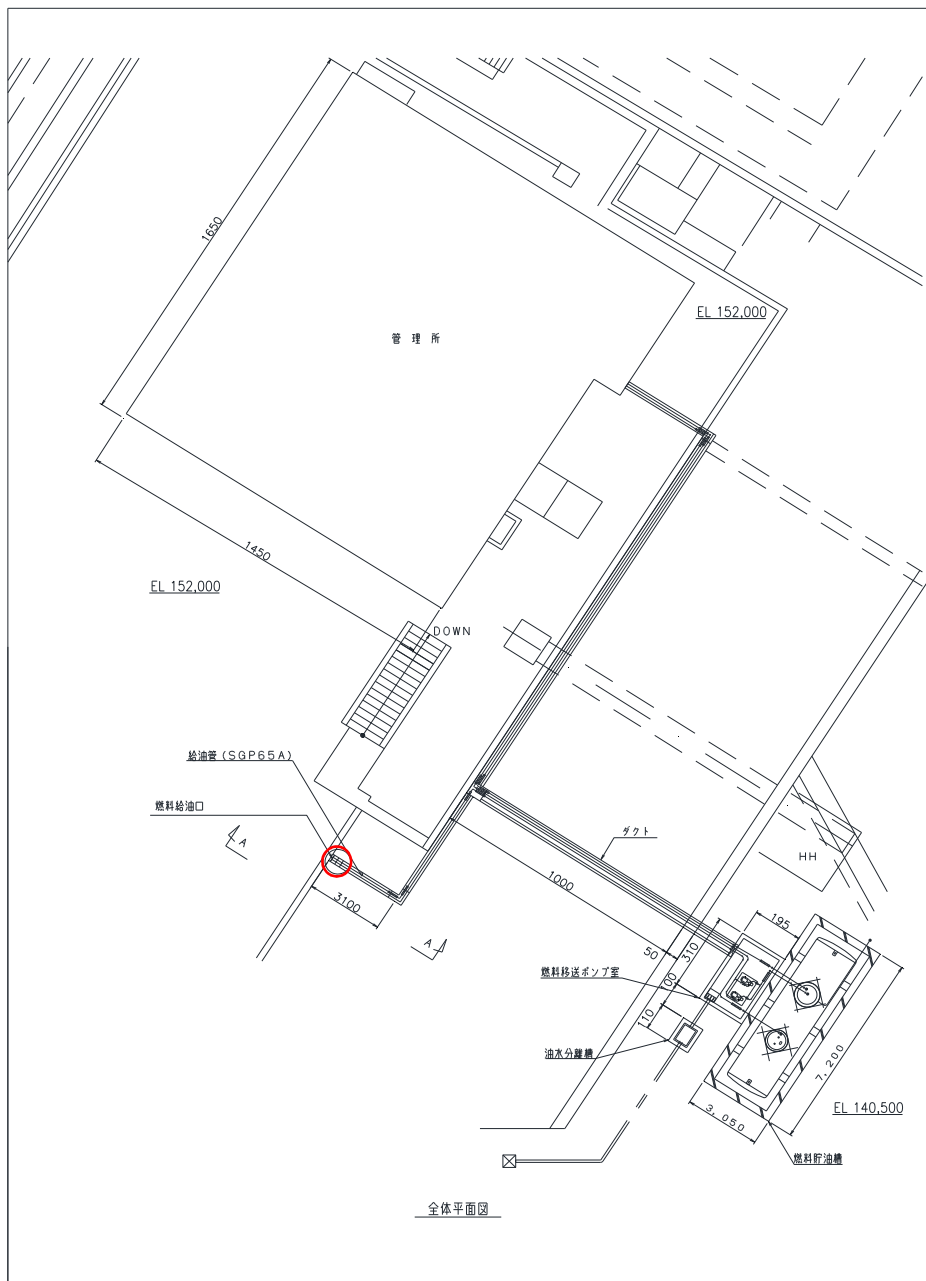
- ・納入時 納品書 1部

第8節 疑義等

仕様書に明示されていない事項及び仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議し決定するものとする。

以上

一庫ダム予備発電設備燃料購入 参考資料



メール送信先 nyukei_katsuraina@water.go.jp
FAX送信先 0771-72-0460
担当:独立行政法人水資源機構 桂川・猪名川ダム総合管理所
総務課 田村 あて

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職
桂川・猪名川ダム総合管理所長 岩本 浩 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和 年 月 日に交付された「一庫ダム予備発電設備燃料購入」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名:

担当者:

電話番号:

FAX番号:

メールアドレス:

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

く じ の 方 法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123+4=127$
 $127 \div 2 \text{ 者} = 63 \text{ 余り } 1$
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
 △△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123+4+1=128$
 $128 \div 3 \text{ 者} = 42 \text{ 余り } 2$
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
 ◎◎工業 が契約の相手方となる。